

認知症の人もそのご家族も、
住み慣れた地域で安心して
暮らし続けるために、
本事業を利用しませんか？

本事業は、日常生活において事故に遭ったり、事故を引き起こす危険性が
少なくない認知症の人を対象者とし、本人やその家族が法律上の損害賠償責
任を負った際などに、保険で最大3億円を補償するものです。

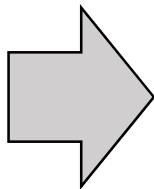
なお、対象者の自己負担はありません。

対象者	市内のご自宅にお住まいで、下記の条件に当てはまる市民の方 ・40歳以上 ・寝屋川市徘徊高齢者等発見支援メール事業の登録者 ・認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上 ※要介護認定を受けていない場合は、 本事業の申請時に医師の診断書の提出が必要です。
申請受付	寝屋川市高齢介護室に直接または郵送
保険期間	加入決定通知日から直近の10月1日午後4時まで ※10月1日以降も継続の意向がある場合、更新が必要です。本事業が 継続した場合は、8月以降に市から更新申請書を送付します。
補償内容	○賠償責任保険 日常生活で<u>他人に怪我をさせたり、他人の財産を壊したり</u> して<u>法律上の損害賠償責任を負った場合</u>に保険金が支払われ ます。（補償額：最大3億円） ○傷害保険 行方不明時や外出時に交通事故等による怪我を原因として、 <u>本人が死亡または後遺障害をおった場合</u>に保険金が支払われ ます。〔補償額：死亡⇒50万円 後遺障害⇒最大50万円〕 ○見舞費用補償 日常生活上の偶然の事故で他人に怪我をさせ、結果として 死亡させた場合に、<u>賠償責任の有無に関わらず</u>、被害者に 見舞金がかかります。（補償額：15万円）

申請方法

① 寝屋川市徘徊高齢者等発見支援メール事業に登録してください。

徘徊高齢者等発見
支援メール事業って？



認知症等で徘徊するおそれがある人が行方不明になった時、「メールねやがわ」を利用している協力者に向けて徘徊者の特徴等をメールで配信し、早期発見保護を促すというものです。

- ・対象者…徘徊のおそれがある40歳以上の人
- ・申請書（高齢介護室の窓口か市のホームページからダウンロードできます）にご記入いただき、高齢介護室に提出してください。
（申請から登録まで、2週間程度かかります。）

② 個人賠償責任保険加入申請書にご記入いただき、高齢介護室に提出してください。

※要介護認定を受けていない場合は、本事業の申請時に医師の診断書の提出が必要です。

（申請から保険の加入決定まで、3週間程度かかります。）

〒572-8566

寝屋川市池田西町24番5号
池の里市民交流センター内
（平日9時～17時30分）

☎：072-838-0372（直通）
FAX：072-838-0102

高齢介護室

ご不明な点は
お問い合わせ
ください！

